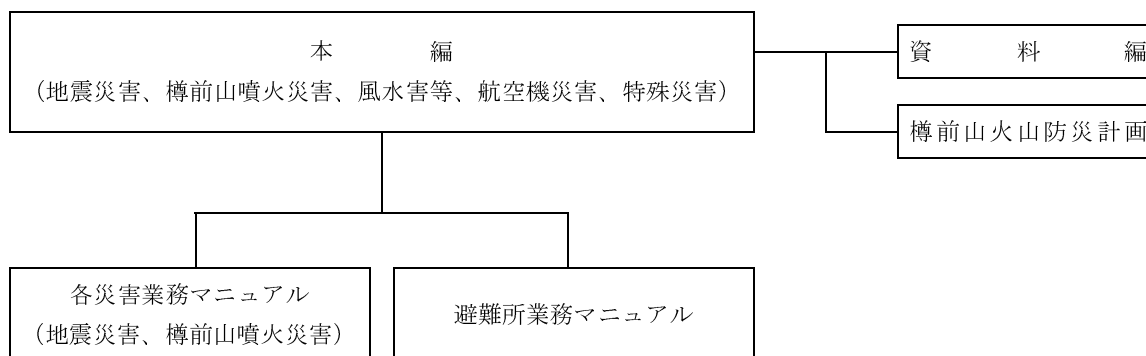


第2節 計画の構成と概要

第1 計画の構成

この計画は、千歳市の防災計画の全体像や業務の流れが判りやすいように基本的事項をまとめている。



千歳市地域防災計画の全体像

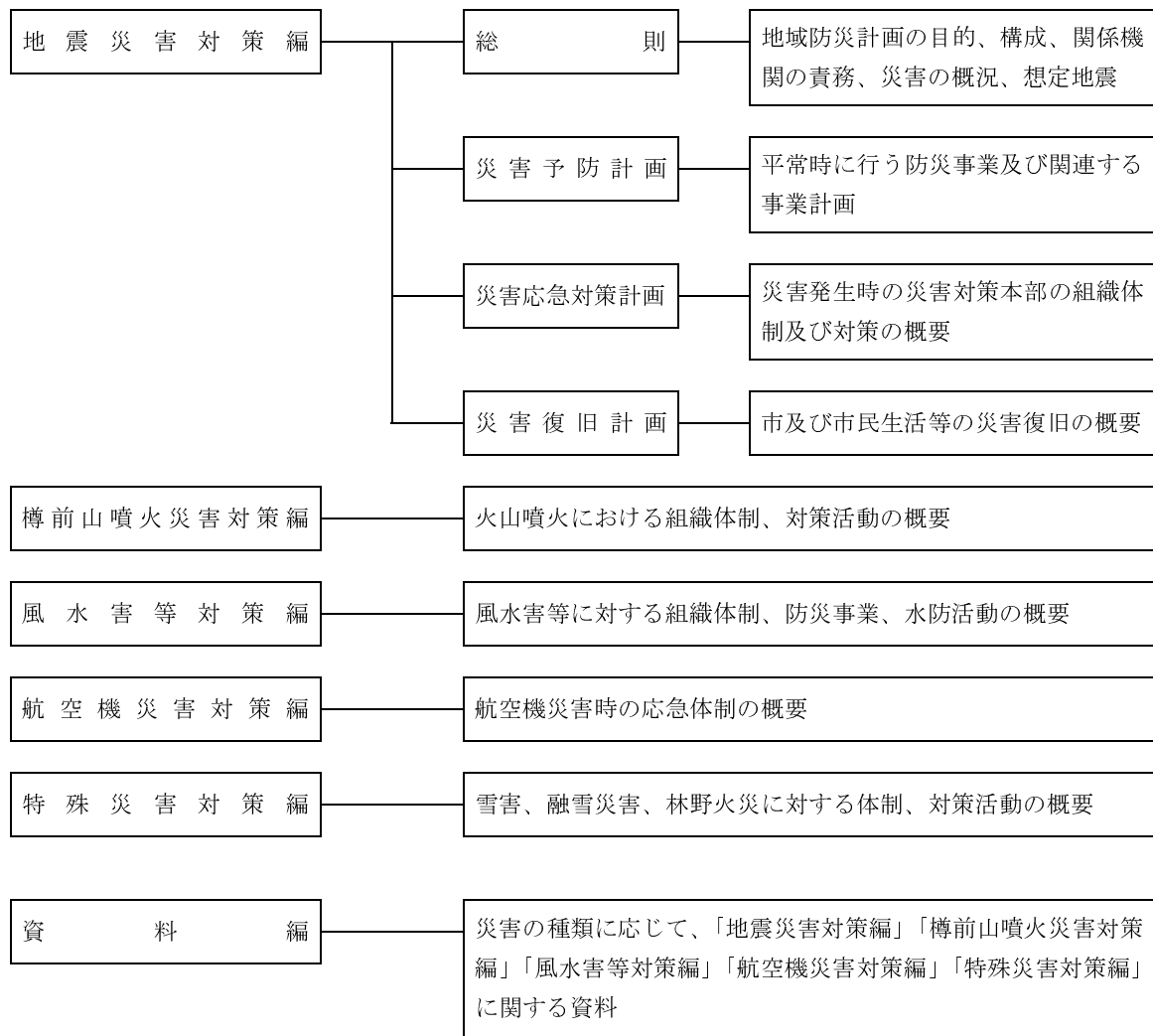
種 類	内 容
本 編	千歳市の防災に対する取り組みや災害発生時の対応を判りやすく記載
資 料 編	本編に関連した各種資料を分類して記載
各災害業務マニュアル (別冊)	地域防災計画に基づく災害業務について具体的な動員体制・活動など職員の活動指針を記載
避難所業務マニュアル (別冊)	避難所開設・運営において必要な業務と注意事項を記載

樽前山火山防災計画の全体像

種 類	内 容
本 編	樽前山の火山災害に対し、火山防災会議協議会を構成する3市6町の自治体、防災関係機関及び住民などが平常時から災害発生時に行うべき対策を記載
資 料 編	本編に関連した各種資料を分類して記載

第2 計画の概要

この計画は、全市をあげた防災体制が必要な地震災害に対応する「地震災害対策編」を中心としている。局地的で事前の警戒や準備が可能な「樽前山噴火災害対策編」「風水害等対策編」「航空機災害対策編」「特殊災害対策編」は、「地震災害対策編」に準じた内容としている。



第3 千歳市の防災組織

災害の予防、応急対策、復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、千歳市防災会議を設置する。

防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、千歳市防災会議条例第3条第5項各号に定める機関の長等を委員として組織するもので、その所掌事務としては、本市における防災に関する基本方針及び計画を定め、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行い、千歳市防災会議条例の定めにより運営する。

組織、委員及び協力要請機関等は、別表のとおりとする。

1 組織図

